

中継施設での事業系一般廃棄物 受入れ時のお願い

(令和7年4月1日から稼働)

商店・事務所・飲食店・農漁業など事業活動から出る紙くず・繊維類・食品くずなどは、量の多い・少ないにかかわらず事業者の責任において処理することになっており、ごみステーションへは出せません。処理する際は、民間の廃棄物収集運搬業者に委託するか、処理施設へ自己搬入してください。

中継施設に搬入できる事業系一般廃棄物

搬入できる事業系一般廃棄物は、もやせるごみ（紙くず・生ごみ・小木片等）と生ごみです。
※リサイクルができる紙類（資源ごみ）は、各資源化・環境センターに搬入してください（処理手数料が無料）。

※事業所の維持管理で発生した枝木、竹、草は、原則赤羽根環境センターに搬入してください。

※農業残渣や農地の維持管理で発生した枝木、竹、草は受入できません。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃プラスチック類や金属くず、建設業に伴って発生する木くずなどは産業廃棄物です。市の処理施設には搬入できませんので、産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。産業廃棄物の種類については愛知県のHPより案内パンフレット「産業廃棄物を適正に処理しましょう」をダウンロードしてご確認ください。

事業系一般廃棄物

産業廃棄物に該当しないものが事業系一般廃棄物です。事業系一般廃棄物は、一般廃棄物収集運搬業者に委託するか、市の処理施設へ自己搬入するかを問わず、市の処理施設へ搬入される場合は処理手数料がかかります。

中継施設への事業系一般廃棄物（もやせるごみ）の搬入の仕方

フラットファイル
チューブファイル
（紙製ファイル）

- ・ファイルから書類を外してください。
- ・ファイル本体は50cm四方以下にしてください。
- ・金属の金具は外してください。

※金属、プラスチック部分を外せば、雑紙として各資源化・環境センターに資源ごみとして無料で出すこともできます。

納品書・請求書
（厚みのあるもの）

- ・厚みのあるものは、なるべく薄くなるように破いてください。
- ・つづり紐等で結束しているものは外してください。

ロール状に巻かれた紙
ひも

- ・伸ばすと長いものは、50cm四方以下に切ってください。（事業活動に伴って排出されたものは産廃になる可能性があります。）

※紙類は縛らずにお持ちください。

※袋に入れて搬入する際は、透明又は半透明の袋を使用してください